

第 35 回 金融庁契約監視委員会の概要

○開催日時：令和 5 年 11 月 27 日（月）15 時 30 分～16 時 53 分

○開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 905 B 会議室

○出席者：石島委員長、長岡委員、真野委員

○議題：

（1）事務局説明

金融庁における令和 5 年度上半期の契約状況について

（2）契約担当者説明及び質疑応答

- ① 金融庁行政情報化 LAN システム等のガバメントソリューションサービスへの移行支援業務 一式
- ② 金融庁業務支援統合システムの決算状況表等変更開発 一式
- ③ 金融庁行政情報化 LAN システムの機器等賃貸借に係る調達 一式
- ④ 共同データプラットフォーム実証実験に係るサーバーの購入 一式
- ⑤ 公認会計士試験システムの Linux OS バージョンアップに係る業務 一式
- ⑥ AI や ICT 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究 一式

○主な審議内容

質問・意見	説明
<p>① 金融庁行政情報化 LAN システム等のガバメントソリューションサービスへの移行支援業務 一式</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約金額の妥当性をどう分析しているのか・ 一者応札となった要因は何が考えられるか・ 複数者が参加できるように取り組ん	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に複数の事業者から参考見積を徴取し、デジタル統括アドバイザーからの助言も受けながら、工数や単価等の内容を精査していたが、入札の結果、その参考見積金額より安価な金額での落札となっており契約金額は妥当と認識している。・ 当該期間における社内体制の構築ができない等といった理由により、結果として契約相手方を除いて入札参加が無かったものと認識している。・ 他省庁のガバメントソリューションサ

だ内容はどのようなものがあるか

- ・ 予定価格の算定方法について

② 金融庁業務支援統合システムの決算
状況表等変更開発 一式

- ・ 公募での随意契約となった要因は何
が考えられるか

- ・ 複数者が参加できるように取り組ん
だ内容はどのようなものがあるか

- ・ 今後の一般競争入札への移行の可能性

③ 金融庁行政情報化 LAN システムの機器
等賃貸借に係る調達 一式

- ・ 契約金額の妥当性をどう分析してい
るのか

ービスへの移行支援の入札に参加した事
業者や、金融庁内の他システムに関する
業務を受託している事業者など、複数の
事業者に対して声かけを行っている。

また、事業者側での体制構築期間を考
慮し、意見招請開始後すぐに複数の事業
者に声かけを行うといった取組を行って
いる。

- ・ 市場価格の調査として複数者から見積
書を徴取し、適正な予定価格を算定して
いる。

- ・ 事前に複数の事業者にも声かけを行っ
たが、統合システムの理解、習熟に時間
を要する等といった理由により、参入
が困難である旨回答があった。

一方で、新規事業者が参入できないと
までは言い切れないことから、公募方
式を採用した。

- ・ 現行事業者以外の3者に対し意見聴
取を行ったところ、必要な体制を構
築するのは困難という回答があった。

この3者以外にも、金融庁内の他シ
ステムに関する業務を受託している事
業者からも、困難という回答があっ
た。

- ・ 現在、ガバメントクラウドを利用し
た次期システム開発を予定している。
これにより現在のオンプレミス環境
から移行するため、新規事業者の参
入も期待できることから、一般競争
入札での調達を実施する予定である。

- ・ 再リースによる調達となっており、
調達時には、製品ごとに単価を確認
してい

- ・ 公募での随意契約となった要因は何が考えられるか

- ・ 複数者が参加できるように取り組んだ内容はどのようなものがあるか

④ 共同データプラットフォーム実証実験に係るサーバーの購入 一式

- ・ 予定より低い価格で落札されたが、品質、履行を確保しているのか

⑤ 公認会計士試験システムのLinux OSバージョンアップに係る業務 一式

- ・ 契約単価(金額)の妥当性をどう分析しているのか

る。一般的に再リースについては、リース費用は当初契約の約 10 分の 1 程度となるところ、本調達においても同様な価格低減がされていることを確認した。

保守費用については、若干の値上げがされているものの、経年劣化による保守作業の増加および人件費の高騰によるものであることを確認している。

- ・ 本調達は、LAN システムで使用しているハードウェア、ソフトウェアの賃貸借期間の延長であることから、他の事業者が参入する場合は新たなシステム構築とデータ移行等の作業が発生するため、既存の契約相手方が優位と判断している。

一方で、新規事業者が参入できないとまでは言い切れないことから、公募方式を採用した。

- ・ 複数の事業者に参加見積を提出できないか相談したものの、現在の事業者が提供する既契約のリース延長より安価な提案はできないとの理由から、複数の見積書は取得できなかった。

- ・ 落札業者から受領した適合証明書と調達仕様書を突合し、仕様書上の条件を充足していることを書面上で確認している。

納入された現物が適合証明書に合致していることも確認している。

これらのことより、品質は確保されているものと認識している。

- ・ 受託事業者は、現行の本システム運用支援事業者であり、その経験・知見を踏まえて適切に工数及び単価を見積もって

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった要因は何が考えられるか ・ 複数者が参加できるように取り組んだ内容はどのようなものがあるか 	<p>いることを庁内システム専門家とも確認しており妥当であると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考見積書の提出を依頼した事業者は、本システムや政府共通プラットフォームへの知見が十分でないとして辞退されたことから、結果的に一者応札となったものと認識している。 ・ 入札参加希望者に対し、入札説明会にて仕様書の内容を詳細に説明することとしていたが、結果として、入札説明会に参加した事業者はいなかったことから、今後は、庁内の他のシステム受託事業者などに対して広く入札説明会への参加を促すことが必要だと考えている。
<p>⑥ AI や ICT 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった要因は何が考えられるか ・ 複数者が参加できるように取り組んだ内容はどのようなものがあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に契約相手方を含め複数の事業者には仕様書案の説明を行い、3者から見積りを受領した。 新たな事業者の参入障壁とならないよう、入札に関する事前説明会（3者参加）に参加した事業者のうち2者（令和4年度事業の契約相手方以外）に対しては、令和4年度事業の調査・研究の概要だけでなく、AI モデルの具体的な構築内容について情報を提供したが、各事業者において、本調査・研究の実施にあたり、求められる技術的水準や自社のリソース等を勘案した結果、契約相手方を除いて入札への参加が得られず、一者応札となったものであると認識している。 ・ 公告期間を適切に確保したうえで、令和4年度に実施した事業の契約相手方等、複数の事業者に対して、本件への参加を呼びかけ、入札に関する事前説明会の開催や、令和4年度の調査研究内容に関する情報提供を行い、複数者応札にな

るように取り組んだ。

以 上